

熊本県レディースソフトテニス連盟施行細則

第1条 本会が主催する大会

1. 定期大会（春・秋）
2. 地区大会
3. 全日本熊本県予選
4. ミズノレディースカップ
5. 成年・シニア大会
6. 会長杯

第2条 試合区分は次の通りとする。

1. 定期大会・・・ペアで申し込むものとする。(原則として)
すみれ（44才以下） ばら（45才以上）
ゆり（55才以上） きく（65才以上） 平成13年4月改正
ふじ
2. 地区大会・・・試合方法、費用、全て地区に一任（表彰状のみ本部余地発行）
3. 全日本熊本県予選・・・・・・年齢別
4. ミズノレディースカップ・・・・年齢別
5. 成年・シニア大会・・・・・・年齢別
6. 会長杯・・・団体戦（くじ引きでチームを作る。）

第3条 本会が主催する大会の運営委員会は次の通りとする。

大会会長…会長 大会副会長…副会長 大会委員長…理事長
大会副委員長…副理事長 委員…理事

第3条 本会は本会主催大会勝ち組表彰を参加ペア数により決める。なお、5回以上連續出場したものは5回毎に表彰する。（全日本熊本県予選、ミズノレディースカップ、成年・シニア大会、会長杯は連續出場から除外する。）

第5条 本会への入会は所定用紙に記入し、会費を添え理事を経由して申し込むものとする。（個人も可）

第6条 本会の会費は年額1,000円、定期大会参加料500円

昭和57年4月の総会で会費1,200円、参加料700円に改正

平成元年4月の総会で会費1,500円に改正

平成3年4月の総会で参加料を一人1,000円に改正

平成5年4月の総会で会費2,000円に改正

平成10年4月の総会で会費3,000円に改正

平成20年4月の総会で会費3,500円に改正

第7条 本会は会費未納者については脱会したものと見なし、翌年度より非会員として処理する。

第16条 総会の議事は出席者の過半数の決議で定め、可否同数の場合は議長が之を決する。

第17条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

第18条 理事会の議事は、出席理事の過半数の決議で定め、可否同数の時は議長が之を決する

第19条 会長は簡易な事項又は急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め
会議に換えることが出来る。

第 5 章 会 計

第20条 この会の会員は別に定める会費を所定の期日までに名簿を添えて納入する。

(既納の会費は事由の如何に拘らず払戻しない。)

第21条 この会の運営費は次に掲げるもので支弁する。

1. 会費 2. 参加料 3. 寄附金 4. その他の収入

第22条 この会の会計年度は1月1日に始まり翌年12月末日に終わる。

第 6 章 附 則

第23条 この会則の実施に必要な事項は細則を以ってこれを定める。

第24条 この会の会則は昭和55年4月より施行する。

この会の会則は平成20年4月より施行する。

この会の会則は平成23年4月より施行する。

この会の会則は平成24年4月より施行する。